

陝西省扶風県強家村出土の

西周青銅器銘文新釈

木 村 秀 海

一、まえがき

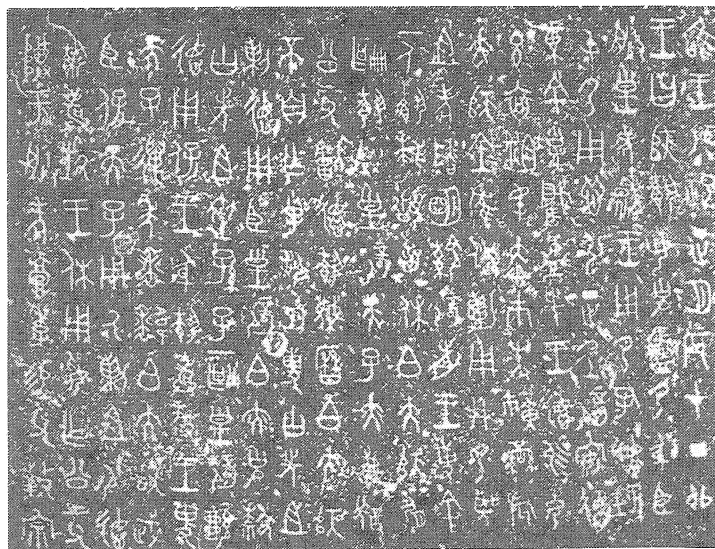
一九七四年十二月に中華人民共和国陝西省扶風県強家村西北の窖穴から、鼎一、鐘一、殷盃二、殷蓋二、鏤空豆一、計七器の青銅器が出土し、翌年、呉鎮烽・雒忠恕両氏が『文物』に「陝西省扶風県強家村出土の西周銅器⁽¹⁾」(以下〈文物〉と略称)と題し、拓本・隸定・字釈・句詠を付して紹介した。このうち青銅の鼎は作器者の名を取って師馭^{しまいて}鼎と呼ばれている。〈文物〉によると、この鼎は、高さ八五センチメートル、口径六四センチメートル、最大腹囲二〇五センチメートルの立耳・馬蹄足の大鼎(写真)で、頸部に二条の帯状雷紋、一条の陽弦紋などがあるのを除けば他に文様はない。銘文は総字数一九七字で、腹部の内壁にあり、一九行、各行一〇字(合文六字、重文一字)に整然と配されている。この紹介以後しばらくこの鼎に関する研究はなかったが、一九七八年に、白川静氏の『金文通釈⁽²⁾』(以下〈通釈〉と略称)と裘錫圭氏の「説『審鞮白大師武』」(以下〈考古〉と略称)の二篇が相続いて発表された。前者は、呉・雒両氏の隸定・句詠を踏まえて新たに句詠をし直し、全文に詳細な考釈を施したものであり、後者は、銘



末の「審黷白大師武」という句の字釈・考釈に重点を置いている。次いで一九八〇年には、『陝西省出土商周青銅器』(以下〈陝西〉と略称)に拓本と隸定・字釈が発表された。この拓本は〈文物〉所載のものより鮮明であり、隸定においても〈文物〉の誤を一部訂正している。

師夙鼎銘文にはすでに以上のような諸研究があるが、その大半は銘文の隸定・字釈を目的としていて、この銘文に登場する「白大師」や「師夙」などの君臣および血縁関係に触れているのは〈通釈〉のみである。そこで本論は、目的の第一を、師夙鼎の銘文の内容全体に再検討を加え、「公上父」「號季易父」「白大師」「師夙」などの諸人物と同出の即殷・恒殷蓋・師臯鐘にみえる「號季」氏に属する諸人物とを関連づけ、その血縁および本支関係を考えてみることに置き、第二は、それによって、「小子は分家して独立した者を称する称謂」とする私見を再確認することに置いている。まず銘文全文の隸定を記し、逐次解釈を加えていきたい。「以下()内の数字は行数を示す。」

二、銘文と語義解釈

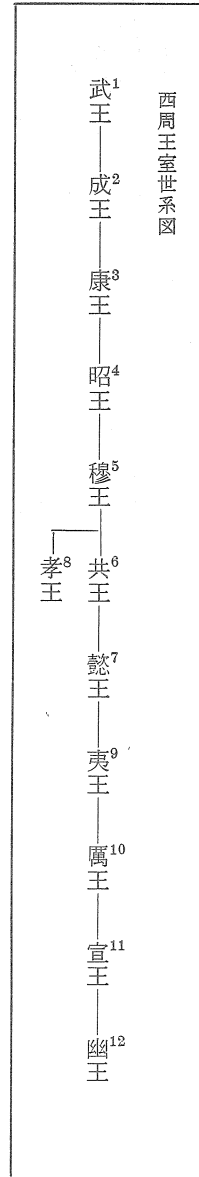


陝西省扶風縣強家村出土の西周青銅器銘文新釈

- (1) 唯王八祀正月、辰才丁卯、
- (2) 王曰、師飭、女克靈乃身、臣
- (3) 朕皇考穆王、用乃孔德、孫
- (4) 屯乃用心、弘正乃辟安德、
- (5) 惠余小子、肇盟先生德、易女
- (6) 玄袞黼屯・赤市・朱纁・緜旂・
- (7) 大師金雁・攸勒、用井乃先
- (8) 且考隣明紳辟壽王、事余
- (9) 一人、飭拜頤首休、白大師肩
- (10) 嗣飭臣皇辟、天子亦弗諶
- (11) 公上父猷德、飭穰曆、白大師
- (12) 不自乍小子、夙夕專由先且
- (13) 刺德、用臣皇辟、白亦克猷
- (14) 由先且壘孫子一嗣皇辟聽
- (15) 德、用保王身、飭敢釐王卑、
- (16) 天子德年、審纘白大師武、
- (17) 臣保天子、用罕刺且、德、
- (18) 飭敢對王休、用妥乍公上父
- (19) 障于朕考壽季易父教宗、

銘文冒頭の「王」(1)は、下文に「般(Ⅱ)朕 皇考穆穆王」(3)とあるから、穆王(在位、前九四七—九二八年^⑥)の子である共王(在位、前九二七—九〇八年)と孝王(在位、前八九七—八八八年)のいずれかであるが、〈文物〉〈通釈〉〈陝西〉はいずれも共王に比定している。師鬲が穆王に仕えたのち、続けて共王と懿王(在位、前九〇七—八九八年)に仕え、さらに孝王に仕えたとすれば仕えた期間があまりに長すぎるので、諸家の比定は当然であろう(世系図参照)。「八祀」(1)は殷以来の紀年法で、「八年」を意味している。

西周王室世系図



「王曰」(2) から余一人(8・9)までは、共王が師鬲に下した命辞である。

「蠹」(2)は、〈文物〉では父辛卣^⑦の「蠹」とともに『説文』血部の「蠹」の本字とし、〈通釈〉ではそれに従った上で「憂懼奔走」の義としている。この両説は正しいと考える。

「用乃孔徳」(3)から「安德」(4)までの部分は、〈文物〉に「用乃孔徳琿屯、乃用心弘、正乃辟安德」と句読するが、文義から見て、「乃」を二人称領格として「用乃孔徳、琿屯乃用心、弘正乃辟安德」と句読する〈通釈〉が正しいと思われる。

「孔徳」(3)は、『老子』の「孔徳の容、これ道にこれ従ふ」についての河上公の注に「孔は大なり」とあるので、「大徳」の義である。「琿屯」(3・4)は、〈文物〉〈通釈〉に「琿屯」と隸定しているが、拓本の不鮮明さから起った誤である。〈陝西〉には「琿屯」と隸定し、「遜純」と解している。「琿(Ⅱ)遜」は、『論語』郷党に見える「孔子

の郷党におけるや、恂恂如たり」の「恂恂如」を漢の劉修の碑⁽⁶⁾に「遜遜如」と書き、『論語正義』に引く鄭玄の注に「恂恂は恭慎の貌」とし、何晏の『論語集解』に引く王肅の注に「恂恂は温恭の貌」と記していることから見て、「恭」の義であろう。「屯⁽⁷⁾」は「専⁽⁸⁾」の義である。したがって「遜屯⁽⁹⁾」は、伯成段⁽¹⁰⁾に「徳を乗ること恭純」とある「恭純」と同義であろう。「用心⁽⁴⁾」は、『孟子』梁惠王・上に見える「鄰国の政を察するに、寡人の心を用ふるがごとくなる者無し」の「用心」と同義であろう。「弘正⁽⁴⁾」の「弘」は『爾雅』釈詁に「弘は大なり」という「大」の義であり、「正」とともに使役性動詞と考えられる。「乃辟⁽⁴⁾」は上文の「穆王⁽³⁾」を指している。「安德⁽⁴⁾」の「安」は「晏」の仮借であろう。『詩経』鄭風・羔裘の「羔裘、晏たり」の毛伝に「晏は鮮盛の貌」という。したがって「弘正乃辟安德」は「乃の辟の晏徳を弘正ならしむ」の義であろう。

「車⁽⁵⁾」は「恵」の初文で語首助詞である⁽¹¹⁾。「余小子⁽⁵⁾」は共王の謙遜自称である。「鞶⁽⁵⁾」は「鞶」の本字であって、「継」の義である。「罍⁽⁵⁾」は「淑」の仮借である。「玄袞黼屯⁽¹²⁾」は「黼純⁽¹³⁾」(6)は「黻形の花紋を縁取った赤黒色の衣服⁽¹⁴⁾」、「赤市⁽⁶⁾」は「皮製の赤色の蔽膝⁽¹⁵⁾」、「朱纁⁽⁶⁾」は「佩玉を懸ける朱色の帯⁽¹⁶⁾」、「緜⁽¹⁷⁾」(6)は「鈴がついている旂⁽¹⁸⁾」、「金雁⁽¹⁹⁾」(7)は「銅飾のついた馬帯⁽¹⁹⁾」、「攸⁽¹⁹⁾」(7)は「簪首銅などの馬頭飾⁽²⁰⁾」であって、共王から師鬻への下賜品である。

ところで、「金雁⁽¹⁹⁾」と「攸⁽¹⁹⁾」には「大師⁽⁷⁾」(7)という修飾語がついている。この「大師⁽⁷⁾」をへ通釈⁽²¹⁾は下文に見える「白⁽¹¹⁾」(伯)大師⁽⁹⁾の⁽⁹⁾のこととしているが、私は同じく下文に見える「公上父⁽¹¹⁾」(11)を指していると考えられる。以下その理由を述べよう。

このように下賜品に人物の修飾語がつくのは珍らしいが、次の三例がある。

(1) 大孟鼎⁽²²⁾

女孟⁽²³⁾に命じて、乃⁽²⁴⁾の嗣祖南公⁽²⁵⁾に并り、……乃の祖南公の旂⁽²⁶⁾を賜ふ、……用⁽²⁷⁾て祖南公の宝鼎⁽²⁸⁾を作る。

(甲) 師兌殷^(甲)

師兌に命じて師蘇父^わを足^{たす}げ、左右走馬、五邑走馬^{つぎと}を飼^からしむ。女に乃の祖の市・五黃・赤鳥を賜ふ。……用て皇祖城公の鬻殷^(甲)を作る。

(乙) 善鼎^(乙)

女に命じて、龔侯^たを左胥^すけ、繳師の成^たを監せしむ。女に乃の祖の旂を賜ふ。……用て宗室の宝尊^たを作る。

わずか三例であるが、すべて王の下賜品に「乃の祖(の)」という修飾語がついている。これはおそらく当時、王が職・位を授ける場合、一つの証拠としてその人物の祖先が使用していた品物を与えたことを示すものであろう。またこの銘文以外にも、趨殷^(甲)に「王、内史を呼び、趨に命じて厥の祖考の服を更^かがしむ」、班殷^(甲)に「王、毛伯に命じて虢城公の服を更^かがしむ」とある。これらの「服を更^かぐ」も「父祖の職・位を継^つぐ」の義であることは、父祖の職・位の継承と、父祖の使用物を通じての祖霊の継承とが不可分であるとする、古代の祖霊観にもとづく職・位継承の習慣が存続していたことを示している。本銘文の場合もこの習慣によっているとすれば、「大師の金雁(II膺)(7)」などの下賜に続いて、父祖と同様共王に仕えるように命じられている(8・9)ので、この「大師」(7)は師夬の父祖に相当する者でなければならない。さらに上挙した(i)~(b)の銘文によると、(i)は祖南公の旂を下賜されたのを記念して祖南公のための祭器を作り、(b)は祖の市を下賜されて祖城公の祭器を作り、(b)は祖の旂を下賜されて宗室の祭器(おそらくこれも祖のための祭器であろう)を作っているが、これは祖の使用物を下賜されたら祖を対象とする祭器を作るといふ、下賜品と作器対象者との密接な関係を示している。その関係から見ると、本銘文の場合は「大師の金雁(II膺)(7)」を下賜されて「公上父の膺」(18・19)を作っているのので、「大師」(7)は「公上父」(11・18)を指していると考えられる。

「用井」(7)から「余一人」(9)までの部分の句読は諸家同じである。

「井」(7)は、『広雅』釈詁に「井は澧なり」とある。「澧」の義である。「乃」(7)は師劔を指し、「聖且」(祖考)(7・8)は、禹鼎ニに「朕が聖祖考幽大叔・懿叔」とあり、祖と父考の二人を意味しているのと同様、「公上父」(11・18)と「臺季易父」(19)を指している。「隣明」(8)は、尹姑鼎ニ・邁孟ニなどにも見え、陳夢家の「耳目聰明」という解釈と、〈通釈〉の「憐恤明哲」という解釈があるが、いずれでも文義は通じる。

「綽」(8)は、「綽」と隸定して「素」の義に解する〈通釈〉の説、「令」声に読んで「善」の義に解する張政烺・張亜初両氏の説ニなどがあって一定した解釈がない。私は「永長」の義に解したい。以下その理由を述べよう。「綽」には本銘文以外に、師克盨ニの「綽臣先王」、斉罍ニの「綽保其身」、周厲王胡毘ニの「用綽保我家」、秦公罍ニの「吮綽在位」という用例があり、秦公罍を除く三銘文では、「綽」は、「臣某某」(某某に臣へん)「保某某」(某某を保たん)という文構造において、動詞「臣」「保」を修飾する副詞として使用されている。今、金文全般において、「臣某某」「保某某」の上に使用されている副詞を調べてみると、次のようになっている。

(イ) 永保其身

參叔匜

(ロ) 永保忌(ニ子)身

邠王義楚觶

(ハ) 美保王身

慶叔匜

(ニ) 永保王身

曷公壺、叔夷鐘

(ホ) 吮臣天子

頌鼎、頌段、頌壺、伯梁其鬲、克盞

(ヘ) 峻臣天子

追段

(ト) 簠(ニ農)臣先王

邠公鞶鐘

すなわち「臣某某」「保某某」の上にくる副詞は、永・美・吮・峻・農など、すべて「永長」の義ニを持つ字に限られているようである。

ところで、「綽」には、甲骨文の「𦉰」、金文の「𦉰」および「𦉰」、戦国時代の印文の「綽」という諸書体がある⁸⁰。金文の通例によれば、「素」と「糸」は通用し、「令」と「命」は音通しているから、この字を「𦉰」「綽」いずれに隸定してもよいであろうが、ここでは戦国時代の印文に従って「綽」と隸定しておく。漢字全般において、「糸」部に属する字はほとんど「糸」に⁸¹、某の声」の形声字であるから、この「綽」もおそらく「糸」に⁸²、命の声」であろう。「命」は、『左伝正義』成公十三年の疏に引く劉炫の説に「命は冥なり」とし、また『説文』口部において、「名は自ら命ずるなり。口に従ひ、夕に従ふ。夕は冥なり。冥くして相ひ見えず。故に口を以て自ら名いふ」と、「命」「名」「冥」の音通によつて字解をしていることなどから見ると、「冥」と音通していたと考えられる。「冥」は『説文』宀部に「冥は幽なり」とするが、段玉裁は「冥は窃なり」と改めている。その「窃」は同じく穴部に「窃は深遠なり」と字解している。この「窃」の義は、同じく長部の「長は久遠なり」と義が甚だ近い。以上より「綽」を「永長」の義に解すべきと考ええるが、このように解すると、先にあげた秦公罇の「吮綽在位」の「吮綽」は同義語の連語となり、文義が一層よく通じる⁸³。

「辟」(8) は多くの場合、「辟君」の義であるが、ここでは師望鼎⁸⁴の「用て先王に辟へよ」の「辟」と同様に「臣事」の義の動詞である。「寿(前)王」(8) は父祖が仕えた周王を指しているが、どの王であるかは不明である。「余一人」(8・9) は「共王」の自称である。

「𦉰」(9) から「穢曆」(11) までの句読は、〈文物〉が「穢曆」を下句「白大師…」(9・10) に属せしめるのを除けば諸家同じである。私は「休」(9) を上句「𦉰拜頤(𦉰)首」に属せしめる以外は諸家の句読に従いたい。

「休」(9) は動詞であり、一般に「美」「善」の義に解されるが、『爾雅』積言に「休は慶なり」という「慶」の義がよいであろう。この動詞「休」は、師寰鬲⁸⁵の「既に功有るを休び」のように短い語をとる場合もあるが、むしろ郊父鬲⁸⁶の「王の郊父にへ三を賜ふを休び」、𦉰父鬲⁸⁷の「王の𦉰父に貝を賜ふを休び」、鹽園器⁸⁸の「王の𦉰よ

りして畢の土方五十里を賞せしむるを休び」のように長い目的語をとる傾向を持っている。したがって、本銘文の「休」は「穢曆」までかかると考える。

「肩(〓𠂔)」(9)は、郭沫若は「𠂔」の異文であり、「爰」に音通するとし⁸⁰⁾、〈通釈〉では「軍事的な意味を持つ儀礼」としている。しかし、「肩」の用例には本銘文の他に、過⁸¹⁾ 𠂔の

師離父肩史(〓使) 過事(〓使) 于𠂔侯(師離父…過をして𠂔侯に使せしむ)と梁其鐘⁸²⁾の

天子肩史(〓使) 梁其身邦君大正(〓政) (天子…梁其をして邦君の大政を身⁸³⁾ねしむ)

の二例があるが、いずれも使役動詞の上字として付けられている。単独の動詞ではないように思われる。また「肩」の有無が文義に大きな影響を与えてもいない。これらのことから、「肩(〓𠂔)」は副詞と考えられる。したがって本銘文の場合も副詞であろう。「𠂔」は「𠂔」の初文であり、「𠂔」は『説文』の言部に「𠂔は𠂔なり。言に从ひ、𠂔の声」という。その「𠂔」は『經典釈文』莊子音義下の「𠂔⁸⁴⁾」に引く李頤の注に「𠂔は鬱なり」といい、「鬱」は『爾雅』釈言に「鬱は盛気なり」という。以上より「肩(〓𠂔)」(9)は「盛」の義であろう。

「𠂔」(10)は左旁が「甚」に酷似した形に書かれているため、〈考古〉では「𠂔」と隸定しているが、下文の「一𠂔」(14)との関係から見て、〈文物〉〈通釈〉〈陝西〉のように「𠂔」の異文と解すべきであろう。「𠂔」は、『書経』高宗彤日の「王は民を敬するを司⁸⁵⁾」を『史記』殷本紀では「王は民を敬するを𠂔⁸⁶⁾」と記しており、「司」と通用する。そして「司」は、揚殷二⁸⁷⁾の「…と𠂔工の司⁸⁸⁾」を同文の別器揚殷一⁸⁹⁾に「…と𠂔工の史⁹⁰⁾」とするなど、「史」「事」と通用する。さらにその「史」「事」は、先に引用した「肩」の使役文例にも見られるように「使」と通用する。以上のことから、「𠂔」(10)は使役動詞の「使」に解することができる。

「𠂔」(10)は「望」の異文であり、尹姑鼎⁹¹⁾や師望鼎⁹²⁾に見えるように「忘」の仮借である。「𠂔徳」(11)の「𠂔」

は、すでに唐蘭が「胡」と音通するとし、近年扶風県法門公社齊村から周厲王胡殷（𠄎殷）が発見されてその正しさが証明されている⁶⁰。「胡」は『周書』諡法や『広雅』釈詁に「胡は大なり」とあるので「大」の義であろう。「穢曆」は「穢曆」とも書かれ、「某穢某曆」「穢曆于某」「某穢曆」の三用法がある。後の二者は受動形であるから、本銘文の場合も受動形である。「穢曆」の金文における用例は三十九例、解釈は二十七家にも及び⁶¹、まだ定論を見ないが、唐蘭のように、自己の経歴および出身族の経歴を称美あるいは誇美する（される）語であると解釈⁶²するのが最も近いと思われる。

「白大師」（11）から「王身」（15）までの句読を、〈文物〉は「（鬲穢曆）白大師不自乍小子、夙夕専由先且刺徳、用臣皇辟、白亦克𠄎由先且、壘孫子一嗣辟𠄎徳、用保王身」とするが、〈通釈〉は、「白（＝伯）大師」（11）「白（＝伯）」（13）、「皇辟」（13）と「師鬲」との関係を

本器の皇辟は下文にまた「一嗣皇辟𠄎徳、用保王身」とあるので王とは別人とすべく、師鬲の辟事するところの人である。その人は「白亦……」とよばれている伯であるが、文義上この伯は伯大師ではない。伯は皇辟の子にして王身を保佑し、鬲はその伯を皇辟として臣事するという関係にある。

と解して⁶³、「白大師不自乍小子、夙夕専由先且刺徳、用臣皇辟、白亦克𠄎由先且壘孫子、一嗣皇辟𠄎徳、用保王身」と句読している。しかし、「白亦」（13）の「亦」は旁及の副詞（現代中国語の「也是」に相当）ではなく、「又」の義であり、「白（＝伯）」（13）は「白（＝伯）大師」（11）の略称であり、「皇辟」（14）は「天子」（10）すなわち周王を指していると考えられるので、「鬲穢曆」（11）を上句に属せしめること以外は〈文物〉の句読に従いたい。

「不」（12）は、「不」に通用する金文の用法からすると、いずれにも解することができるが、ここでは、『書経』大禹謨の「乃の不績を嘉す」についての孔安国の伝に「不は大なり」という「大」の義であり、「白（＝伯）大師」（11）の行為を称賛する副詞と考えられるので、〈文物〉に「不」と解しているのが正しいであろう。「乍（＝作）」（12）は

『説文』人部に「作は起すなり」という「起」の義であり、「小子」(12)は独立分家した者を表わす称号的称谓である。したがって、「白大師、丕ひに自ら小子を作し」(11・12)の句は、白大師がすすんで別宗(師胤も含めて)を創起して分族せしめたことを意味している。

「夙夕」(12)は「夙夜」とも書き、『詩経』『書経』『国語』などの先秦文献に散見する語であるが、本銘文の場合「克」(13)と対文になっているので、「朝早くから夜おそくまで」という本義よりも、「蹶踏」すなわち「つつしむ」の義に近いと思われる。「専由」(12)の「専」は「搏」「搏」などの初文であるが、本銘文の場合は「搏」であろう。「搏」は段玉裁の『説文解字注』に「搏は索し持ふるなり」とあり、「索」は『説文』宀部に「索は家に入りて搏すなり」とあり、「搏」は手部に「一に曰く、求むるなり」とある。また金文でも番生殷に「丕籒なる徳を専求し」とあって「専」と「求」が同義語の連語となっている。したがって「搏」は「求」の義であろう。「由」(12)は銘文に「由」と書かれている。『説文』に「由」字がないので、この字の隸定には問題があるが、『詩経』大雅・仮楽の「愆たず忘れず、旧章に率由す」の「由」と同義、すなわち「遵循」の義に解して十分文義が通じる。

「𠄎」(13)は「由」と同様『説文』に見えないが、「𠄎」の初文「𠄎」の偽変体「𠄎」⁽¹³⁾と文字の構造が類似している。「𠄎」(𠄎)は「土に从ひ、𠄎(𠄎)の声」と考えられるので、「𠄎」も「示に从ひ、𠄎の声」であろう。大克鼎の「𠄎(𠄎)柔、遠能𠄎、番生殷」の「𠄎(𠄎)柔」⁽¹⁴⁾を『書経』舜典では「柔遠能邇」(遠きを柔んじ邇きを能む)と記している。この「𠄎」の「𠄎」⁽¹⁵⁾声と「邇」の「邇」⁽¹⁶⁾声とが音通していたことは明らかである。したがって、「示に从ひ、𠄎(𠄎)の声」の「𠄎」は、後起の形声字「邇」の本字と考えられる。「邇」は、『書経』舜典の「藝祖に格る」についての馬融の注にも「藝は邇なり」とあり、「藝」と音通することは明らかである。「藝」は、『左伝』文公六年の伝の「之が藝極を陳ね」についての杜預の注に「藝は準なり」とある。「準」の義であろう。なお「専由」(12)と「𠄎由」(13・14)は、前者が「先且刺徳」(12・13)を目的語とし、後者が「皇辟懿徳」(14・

15) を目的語とする対文である。

「先且(Ⅱ祖)壘(Ⅱ壘)孫子一嗣(14)の「壘」は、〈通釈〉〈陝西〉ともに「壘」の異文と解している。「壘」は、『詩経』大雅・思齊の「烈^{とほ}返^{とほ}返^{とほ}からざらんや」を漢の唐公房の碑⁶⁸に「厲壘返からざらんや」と記しているので、「返」と音通しており、その「返」は、『詩経』大雅・蒸民の「昭^{ひかり}下に^{いた}返^{いた}る」や大雅・噫嘻の「既に昭に返^{いた}る」についての鄭玄の箋に「返は至るなり」とあり、「至」の義を持っている。「嗣(14)は『爾雅』積訖に「嗣は継なり」とあるので、「一嗣(14)は「一継」と同義である。「一継」は、『史記』魯世家に「莊公病み、嗣を弟叔牙に問ふ。叔牙曰く、一継一及は魯の常なり」として見え、同じことを『公羊伝』莊公三十二年の伝に「牙、我に謂ひて曰く、魯は一生一及す。君已に之を知れり」と記しているので、「一生」と同義である。そして『公羊伝』の何休の注に「父死して子継ぐを生と曰ひ、兄死して弟継ぐを及と曰ふ」と記してあるので、「一継」すなわち「一嗣」は位を父子相伝するという義である。したがって、「先且(Ⅱ祖)壘(Ⅱ壘)孫子一嗣(14)の句は、先祖から孫子に至るまで位を父子相伝で継承するという意味になる。西周の周王の世系は、先の図に示した通り、懿王までは確かに王位が父子相伝で継承されているので、この句は史実にも合致している。「懿(Ⅱ懿)徳(14・15)という語は、『詩経』大雅・蒸民や周頌・時邁などに見え、鄭玄の箋に「懿は美なり」としている。「用保王身(15)も、同じく大雅・蒸民に「王躬是れ保んじ」とあるのと同義である。

「飢敢(15)から「ヰ徳(17)までの部分は、〈文物〉に「飢敢^飢王^卑、天子^{萬年}蕃^讎、白大師^武、臣保^{天子}、用^卑刺^且ヰ^徳」に「通釈」に「飢敢^飢王^卑、天子^{萬年}蕃^讎、白大師^武臣保^{天子}、用^卑且^卑刺^且ヰ^徳」に「考古」に「飢敢^飢王^卑、天子^{萬年}、蕃^讎白大師^武、臣保^{天子}、用^卑且^卑刺^且ヰ^徳」と句読し、三者とも異なっているが、刺鼎⁶⁹の「王、刺に貝卅朋を賜ふ。天子^{萬年}ならんことを。刺、王の休に^{対揚}して」と同様に「天子^{萬年}」で一句をなしていると考えられるので、〈文物〉に従って「卑」を上属せしめ、他は〈考古〉の句読に従いたい。

「釐」(15)は「釐」の初文であり、「釐」は、『書経』堯典の「允に百工を釐め」についての孔安国の伝に「釐は治なり」とあり、「治」の義である。「卑」(15)は、「俾」の初文であり、『爾雅』釈言に「俾は職なり」という「職」の義である。

「審讎」(16)は、上字・下字いずれも金文初出の字であり、隸定できない。〈考古〉は「束棘」と隸定した上で、「範圍」と読み、「模範周圍」すなわち「法則」の義に解し、また「武」(16)を「事迹」の「迹」の義に解し、「審讎白」(伯)大師(16)の句意を「伯大師の所作所為に法則りて遠離せざるの意思」としている。しかし、「大師武」(16)の「武」は必ずしも「迹」と解する必要はない。『詩経』大雅・常武の

赫赫明明として、王、卿士に命ず、南仲大祖、大師皇父、我が六師を整へ、以て我が戎を脩めしむ、

や、大雅・板の

价人は維れ藩、大師は維れ垣、大邦は維れ屏、大宗は維れ翰、

および小雅・節南山の

尹氏は大師、維れ周の氏、国の均を秉り、四方を是れ維ぎ、天子を是れ叱け、民をして迷はざらしむ、

などによれば、「大師」は、平時には周の国政を執り、戦時には周の軍団の中核をなす「六師」を率いていて、春秋時代の諸侯国における「正卿」(上卿中の最上位にあり、平時は国政を執り、戦時にはしばしば諸侯に代って中軍の将となり、三軍の戦闘全体を指揮した。)と似ているが、「師」字を職名の一部としているように、その本来の職務は武事であったと考えられる。したがって、「大師武」(16)は大師の武事と解することができる。「審讎」は文義から見て「輔佐」の義であろう。

「臣保天子」(17)は、「用臣皇辟」(13)と「用保王身」(15)の両義を兼ねて言ったものである。『罕刺且』(厥烈祖)(17)は「公上父」(11・18)を指している。「徳」(17)の「介」は、〈陝西〉では「介」に隸定している。

「介」は『古文字類編』に



の諸形を載せ、いずれも立人形の両側に水点を付けた形になっているが、「介」も跪人形の両側に水点を付けた形である。しかも立人形と跪人形は、たとえば「辟」の字を競直には「𠄎」、縣改段には「𠄎」と書き、「邵」字を頌鼎には「𠄎」、毛公鼎には「𠄎」と書くなど通用する。したがって「介」は〈陝西〉のように「介」の異文と解することができる。金文において「徳」字を修飾する字には「明・懿・雖・若・元・経・丕・孔・猷」などがあるが、すべて「盛大厚美」の義である。「介」もまた『爾雅』釈詁に「介は大なり」とあり、「大」の義を持っている。

「妥」(18)は、〈文物〉〈通釈〉〈陝西〉のいずれも「綏」と解しているが、「按」に解すべきであろう。「按」は、『儀礼』少牢饋食礼の「上佐食以て綏祭す」についての鄭玄の注に「綏は或は按に作る。按は讀みて墮と為す。…古文の墮は𠄎に為る」とあり、「𠄎」と音通する。そして「𠄎」は、『儀礼』特性饋食礼の「佐食、𠄎俎を升す」についての鄭玄の注に「𠄎の音は祈なり」とあり、「祈」と音通している。金文の「妥」にも、蔡姑段の「尹叔、用て多福を皇考徳尹・恵姫に妥り、用て眉寿を旂𠄎り」や或者鼎の「用て魯徳を𠄎俎り、用て眉祿を妥り」など、「旂」「𠄎」と対文となっていて「祈」の義に解すべき例がある。したがって、本銘文の「妥(Ⅱ按)」すなわち「𠄎」は、『儀礼』少牢饋食礼の「主人、𠄎俎を羞む」についての鄭玄の注に「𠄎は敬なり」、『礼記』郊特性に「𠄎の言たる、敬なり」とある、「敬」の義であろう。

「于」(19)は、〈文物〉では接統詞の「与」に解しているが、沈子段の「作縊于周公宗」(縊を周公の宗に作る)などの例から見て、場所補語を示す介詞と解すべきであろう。「臺」(19)は「郭」および「墉」の初文であるが、

〈文物〉は「鄫」と解した上で、師鬻鼎とともに出土した師與鐘・即段の作器者である師與と即を一家の人で虢国族の一支とし、本器の師鬻を鄫国族の一支として、二族の器が同穴に窖蔵されていたと考えている。しかし、「鬻」（＝郭）は、吳方彝⁹⁶の「朱鬻」を『詩経』齊風・載驅に「朱鞞」と書き、『左伝』の「鬻」国を『公羊伝』に「郭」国と書いて、「鞞」と音通しており、師鬻の父「鬻」（＝郭）季易父（19）は「鬻季易父」であるから、師鬻・師與・即など、この同穴から出土した祭器に記された諸人物はすべて「鬻季」氏に属している。「敦宗」（19）の「敦」は、〈陝西〉では「酬」と解されているが、それは「于」（19）を「与」と解し、さらに「敦」を「報」の異文と考えたからであろう。しかし、私は、「敦」は「整」「鞫」の初文であり、『説文』弦部の「鞫は鞫^{もた}なり。弦の省に从ひ、整に从ふ。讀むこと戻のごとし」のように「戻」声に讀むとする、馬叙倫説⁹⁷が正しいと考える。「戻」は、『詩経』小雅・節南山の「此の大戻を降す」についての鄭玄の箋に「戻は乖なり」、『広雅』釈詁に「乖は離なり」とあって「離」の義であるから、「敦宗」は「離宗」である。そしてこの「離宗」は、『左伝』襄公十四年の伝と桓公二年の伝に「貳宗」という語が見え、前者の杜預の注に「貳は離なり」とあるので、「貳宗」のことであろう。『左伝』では、卿が自己の別宗を下級の卿あるいは大夫を立てて分族することを「側室」と表現し、大夫が自己の別宗を大夫あるいは下級の大夫を立てて分族することを「貳宗」と表現しているが、「側室」と「貳宗」は同義異称の語である⁹⁸から、本銘文の「敦宗」は大夫による分族だけでなく、卿からの分族である可能性もある。童書業によると、春秋時代の諸侯国では、初期には諸侯が自己の別宗を卿・大夫を立てて分族し、中期以後卿・大夫からの分族が盛んになるとい⁹⁹が、西周時代の周王室では、たとえば召伯家の一支である珣生¹⁰⁰が周王室の宰の職にある¹⁰¹など、卿・大夫段階での分族¹⁰²がすでに行われていたことは確かである。

三、「書き下し文」と諸人物の血縁および本支関係

以上より本銘文を書き下すと、次のようになる。

唯れ王の八祀正月、辰は丁卯に在り。王曰く、「師鬻よ。女克く乃の身を盡めて、朕が皇考穆王に臣へ、乃の孔徳を用ひ、乃の用心を遜純にして、乃の辟の晏徳を弘正ならしむ。恵に余小子、先王の徳を鑿ぎ淑み、女に玄衮・黼純・朱市・朱幘・纓旂・大師の金膺・篋勒を賜ふ。用て乃の聖祖考の隣明にして締く前王に辟へしに井り、余一人に事へよ」と。鬻拜し稽首して休ぶ、伯大師の詛ひに鬻をして皇辟に臣へしめ、天子も亦公上父の默徳を忘れずして、鬻の穢辱せられしを。

伯大師丕ひに自ら小子を作し、夙夕して先祖の烈徳に搏め由りて、用て皇辟に臣へしむ。伯亦克く先祖より孫子に轟るまで一嗣せる皇辟の懿徳に欸ひ由りて、用て王身を保たしむ。

鬻敢て王俾（職）を釐め、天子をして万年ならしめん。伯大師の武を審讎け、天子に臣へ保つに、厥の烈祖の介徳を用ひん。用て按みて公上父の障を朕が考郭（號）季易父の教宗に作る。

この銘文は三段に分れており、大意を述べると、第一段は、共王八年正月丁卯の日に師鬻に対する策命が行われ、その際共王から「汝は吾が父穆王によく仕えた。余も父王同様汝を臣とするつもりである。よって汝に玄衮黼純以下の諸品を下賜する。汝は汝の祖・父たちが前王に仕えたと同様に余に仕えよ」という命令を受けたが、この直参への取り立てと多くの下賜品は、伯大師の推挙と共王が師鬻の烈祖公上父の徳を高く評価していたためであったという。師鬻の受命受賜の事情を記している。第二段は、自分を推挙してくれた伯大師がすすんで小子（師鬻を含めて、分家して独立した者）を作り分族せしめたうえ、その小子たちに対し、先祖の徳に則って天子に仕え、文王以来の王徳に

則って天子の身を守るように指導したとして、その有徳の行為への称賛を記している。第三段は、伯大師の指導のもと、王職に励み、天子の万年在位への一助たらんと決意と、烈祖公上父の徳に則って伯大師の武事を補佐し、天子の身を守らんと決意を述べ、併せて公上父への感謝とその祖霊による以後の保護を願って、公上父のための祭器を父號季易父の別廟に作るということを書き記している。

次に、本銘文に見える「公上父」「號季易父」「伯大師」「師鬻」と、同出の號季氏諸器に見える諸人物との関係を整理して、號季氏の血縁関係および本支関係に触れておきたい。

郭沫若の考証によると、夷王期の號季子白盤に

これ十又二年正月初吉丁亥、號季子白、宝盤を作る。丕頭なる子白、戎工に壯武にして、四方を經縵し、玁狁を洛の陽に磚伐す。…王曰く、伯父、孔はなだ頭にして光有りと。王、乘馬を賜ふ。是を用て王を佐けよと。賜ふに弓・彤矢・旗央を用てし、賜ふに鉞を用てす。用て蠻方を征せよと。…

とある「號季子白」は、不娶殷の

これ九月初吉戊申、伯氏曰、不娶と駁方よ。玁狁、西俞を広伐す。王、我に命じて西に羞追せしむ。余、来帰して擒を獻す。…

に見える「伯氏」であって、さらに『後漢書』西羌伝に「夷王衰弱し、荒服朝せず。乃ち號公、六師を率ゐて太原の戎を伐ち、俞泉に至り、馬千匹を獲」とある「號公」であるという⁹⁾。これによると、「六師」を率いる「大師」の職は夷王期には號季氏が担当している。金文によればこの当時の職・位は世襲されるのが普通であるから、夷王期以前から號季氏が「大師」の職・位を世襲していたと考えることができよう。

本銘文によると、師鬻の父は「號季易父」(19)と称して號季氏であるから、師鬻の祖である公上父も当然號季氏のはずである。しかも、金文における下賜品と作器対象者との密接な関係から見て、「大師の金膺」(7)の「大師」

は公上父を指していると考えられるから、この公上父は、単に虢季氏であつたばかりでなく、その本宗（大宗）として大師の職・位にあつたことにならう。師鬻の父である虢季易父については、虢季氏の本宗であつた場合と別子であつた場合との二通りが考えられるので、その虢季氏内での位置は今のところ確定し得ない。伯大師は大師の職・位を継承しているから当然虢季氏の本宗であろうが、すでに虢季易父の位置を一定し得ない以上、彼と虢季易父の血縁関係が兄弟であるのか、それとも父子であるのかやはり確定し得ない。しかし、「伯大師」の「伯」は兄弟中の長子を表わす輩行であるから、彼が虢季氏の嫡長子として虢季氏本宗を継承したことは明らかである。以上のように伯大師と虢季易父との血縁関係が明確でない以上、伯大師と師鬻との血縁関係も、伯父甥の關係なのか、兄弟の關係なのか確定し得ない。しかし、血縁関係は明確でないとはいえ、伯大師が師鬻を「小子」（12）として分家独立させた上で共王に直参として推挙していることや、師鬻が父虢季易父の「敦宗（＝貳宗）」（19）であつたことなどから見て、伯大師と師鬻との間にはすでに宗法上の本支關係が成立していたことは事実であらう。

本器と同じ窖穴から出土した虢季氏諸器のうち、師夷鐘⁹には「虢季克公幽叔」、即段¹⁰には「文考幽叔」、恒段蓋¹¹には「文考公叔」という父祖名が記されていて、そのうち即段の「文考幽叔」が師夷鐘の「虢季克公幽叔」と同一人物であることはすでに〈文物〉〈通釈〉に指摘されている。即段の右者（策命儀礼の際、受命者を佑助する者）の「定伯¹²」は近出の五祀衛鼎¹³（共王期）に見えるので、「即」もほぼ共王期の人物と考え得る。したがって、その父考の「文考幽叔」は穆王・共王期の人物となるから、師夷鐘の「虢季克公幽叔」は本器の作器者師鬻と同一人物であると考えられる。おそらく師鬻は虢季易父の子のうち輩行が「叔」にあたる人物で、虢季氏の貳宗として「虢季叔氏」を創始したのであらう。師夷鐘をはじめとする、師夷鼎と同じ窖穴から出土した各器に見える父祖名が、「幽叔」「徳叔¹⁴」「公叔¹⁵」などすべて虢季氏中の「某叔（廟号）」と称している事実がこのことをよく物語っている。

最後に諸虢の問題について触れておきたい。虢関係の諸器は上村瀆虢国墓をはじめ陝西省扶風縣などから多数出土

し、その中には號・號仲・號叔・號季などの呼称が見られ、これら諸號間の関係、および文献に見える三號あるいは五號との関係については、金文のみならず歴史地理の分野においても問題となっている。私は、諸號器の銘文内容およびその出土状況から見て、春秋時代の號国に限って言えば、號季氏が本宗であって「號」と簡称し、その分族の「號季仲氏」「號季叔氏」(師夙が「號季叔氏」の始祖であり、その存在は確實である)の簡称が「號仲」「號叔」であったのではないかと考えている。この私見の論証は他日を期したい。

註 (1) 吳鎮烽・雒忠恕「陝西省扶風縣強家村出土的西周銅器」『文物』一九七五・八、五七—六二頁。

(2) 白川静「師夙鼎」『金文通釈』四九、補釈篇、一三三—一三五頁、一九七八年。

(3) 裘錫圭「說『蕃鬯白大師武』」『考古』一九七八・五、三一—三八頁、三〇—三五頁。

(4) 陝西省考古研究所・陝西省文物管理委員會・陝西省博物館編『陝西出土商周青銅器』三、一〇五、文物出版社、一九八〇年。

(5) 拙稿「西周金文に見える小子について」『史林』六四卷六号、七七頁、一九八一年。

(6) 陳夢家『西周年代考』五三頁、華夏出版社、一九七七年。以下の諸王の在位年もこれによる。

(7) 羅振玉『三代吉金文存』三卷、四六葉、第一器、一九三七年(以下、〈三代〉)と略称、併せて卷数・葉数・器数も略称。

(8) 洪适『隸釈』八卷、一三葉、《石刻史料新編》所収、新文豐出版公司、一九七七年。

(9) 郭沫若『兩周金文辭大系函録考釈』録編・三五葉、釈文・六二葉、一九三二年(以下、録編を〈大系〉、釈文を〈大系釈文〉と略称、併せて葉数も略称)。

(10) 楊樹達「京伯戣戣再跋」『積微居金文說』一卷、二〇頁(『積微居甲文說・金文說』合訂本所収、大通書局、一九七四年)。

(11) 黃然偉『殷周青銅器賞賜銘文研究』一七〇頁、龍門書店、一九七八年。

(12) 郭沫若「輔師夔戣考釈」『文史論集』三三〇—三三二頁、北京出版社、一九六一年。

(13) 唐蘭「毛公鼎」「朱鼓」「葱衡」「玉杯」「玉琖」新釈——駁漢人『葱珩佩玉』說『光明日報』一九六一年五月九日。

(14) 林巳奈夫「西周金文に現れる車馬關係語彙」『甲骨学』第一号、八八頁、一九七六年。

(15) 黃、前掲書、一七—三頁。

- (16) 林、前掲論文、八九一九〇頁。
- (17) 〈大系〉一八。
- (18) 〈大系〉一四六。
- (19) 〈大系〉三六。
- (20) 〈大系〉八五。
- (21) 〈大系〉九。
- (22) 〈大系〉九一。
- (23) 于省吾「商周金文録遺」九七、一九五七年（以下、〈録遺〉と略称）。
- (24) 『考古』一九七七・一、図版九。
- (25) 陳夢家「西周銅器断代（五）」、『考古學報』第一三冊、一一九頁、一九五六年。
- (26) 張政烺「周厲王胡簋积文」、『古文字研究』第三輯、一一三頁、中華書局、一九八〇年。張重初「周厲王所作祭器跋簋考——兼論与之相關的幾個問題」、『古文字研究』第五輯、一五七頁、中華書局、一九八一年。
- (27) 『文物』一九六二・六。
- (28) 〈大系〉二五一。
- (29) 『文物』一九七九・四。
- (30) 『文物』一九七八・一一。
- (31) 「兼」は方濬益（綴遺齋彝器款識考釈）八卷、二六頁、鄒子安釐（一八九四年）の「兼者、与永同意、説文、兼水長也、引詩江之兼矣、永下引詩江之永矣、不同者、文選登樓賦注、引韓詩曰、江之漾矣、辟君曰、漾長也、漾即兼、説文本韓詩也」によれば「永」と同義である。「吮」と「峻」は同一字の異体（唐蘭『古文字學導論』下編、五四葉、一九六五年。太平書局、一九七八年重印）であり、孫詒讓（古籀拾遺）上、二二葉、一八七二年。『古籀拾遺・古籀餘論・宋政和礼器文字考・華華閣集古録跋尾』合訂本所収、華文書局、一九七一年）の「凡金刻之言峻者、並当說駿、爾雅积詰、駿長也」によれば「長」の義である。「農」は『礼記』郊特牲の「饗農」の注に「農、峻也」ということによって「峻」と通じる。
- (32) 高明『古文字類編』二四三頁、中華書局、一九八〇年。
- (33) 秦公鐘の「吮綸在位」を秦公般（〈大系〉二八八）に「吮寔在天（||位）」、宋出の秦公鐘（〈大系〉二八九—二九一）に「吮

寔在位」と記している。その「寔」は、徐中舒（『金文叢辭積例』『中央研究院歷史語言研究所集刊』第六本、一分、三六頁、一九三六年）によれば「長」の義に近い。

34) 〈大系〉六三。

35) 〈大系〉一三五—一三六。

36) 〈大系〉八二。

37) 〈大系〉八二。

38) 〈大系〉八一。

39) 〈大系考釈〉六〇。

40) 〈大系〉三三。

41) 〈録遺〉三。

42) 〈大系〉一〇二。

43) 〈大系〉一〇二。

44) 〈録遺〉九七。

45) 註34に同じ。

46) 註29の兩論文参照。

47) 孫稚離「保卣銘文彙釈」『古文字研究』第五輯、二〇一—二二〇頁、中華書局、一九八一年。

48) 唐蘭「殷曆新詁」『文物』一九七九・五、三六一—四二頁。

49) 〈通釈〉二四三頁。

50) 註5に同じ。

51) 〈大系〉一一〇。

52) 容庚（『金文編』三卷、一九葉、科学出版社、一九五九年）および張日升（周法高『金文詁林』三卷、四二七頁、香港中文大學出版、一九七四年）の説による。

53) 「枳」の初文は「枳」（註69参照）であるから「土」は「藝」の意を強めるため後に付け加えられた意符であろう。なお「枳」は所謂「会意文字」である。

- 54) 〈大系〉二〇—二二。
 55) 註6)に同じ。
 56) 『説文』糸部に「邇は近なり。糸に従ひ、爾の声」という。
 57) 「禰」は『説文』にも金文にも見えない。
 58) 王昶『金石萃編』一九卷、四葉(『石刻史料新編』所収、新文豊出版公司、一九七七年)。
 59) 〈大系〉三一。
 60) 高、前掲書、九頁。
 61) 〈大系〉三六。
 62) 〈大系〉三八。
 63) 〈大系〉四五。
 64) 〈大系〉一三一。
 65) 〈大系〉一九二。
 66) 〈三代〉一一・三三・三三。
 67) 対文ではないが、寧殷(録遺)一五二)の「用て多福を^い受る」も「祈」の義である。
 68) 「郭」と「墉」は古音が普通(周、前掲書、五卷、七八五頁)し、義も共通(「郭」は「城郭」の義を持ち、「墉」は「城垣」の義を持つ)しているので、ともに「臺」を初文として分化したものであろう。その分化は、「臺」が「城垣」「廓落」「国族名」など多義を持つようになったとき、普通していた「庸」を声符とした形声字「墉」を作って、それを「城垣」専用の符とし、他は音符「邑」を付けた「郭」の義とする形で行われたと考えられる。
 69) 〈大系〉五八。
 70) 馬叙倫『說金器刻詞』八八—八九頁、中華書局、一九六二年。
 71) 童書業『春秋左伝研究』一一九—一二〇頁、上海人民出版社、一九八〇年。
 72) 童、前掲書、一一一頁。
 73) 瑯生殷で瑯生は召伯を宗君と呼んでいる。〈大系〉一三三、および一三五。ただし銘文解釈は林漢氏(「瑯生殷新釈」『古文字研究』第四輯、一一〇—一三五頁、中華書局、一九八〇年)による。

(74) 師楚殷に「王、周に在り。…宰珣生内りて師楚を右け」とある。〈大系〉一三九—一四〇。

(73) 本銘文から見ると、当時の分族は、別子が父の別廟を作る形で行われたようである。

(72) 〈大系積文〉一〇三—一〇七。

(71) 師與鐘銘文（〈文物〉）

師與、肇めて朕が烈祖虢季克公幽叔、朕が皇考德叔の大簪鐘を作る。用て前文人を喜侃し、用て純魯永命を禱り、用て眉寿無疆を句る。師與それ万年、永く宝として用て享せん。

(70) 即殷銘文（〈文物〉）

これ王の三月初吉庚申、王、康宮に在り。大室に格る。定伯入りて即を右く。王、呼ぶ。女に赤市・朱黃・玄袞黼純・鑿斨を命ふと。曰く、瑀宮の人と黼黻（意義不明）を詞め、用て事へよと。即、敢て天子の丕顯なる休に対揚して、用て朕が文考幽叔の宝殷を作る。即それ万年、子々孫々、永く宝用せよ。

(79) 恒殷蓋銘文（〈文物〉）

王曰く、「恒よ。女に命じて克（人名）に更なほ崇たかまき直（＝徳）鄙を詞めしむ。女に鑿斨を賜ふ。用て事へ、夙夕して朕が命を廢す勿れ」と。恒、拜し稽す。敢て天子の休に対揚して、用て文考公叔の宝殷を作る。それ万年、世々子々孫々、眞まことひに宝用せよ。

(80) 註(79)参照。

(81) 岐山県文化館龐懷清、陝西省文管会呉鎮烽・雒忠恕・尚志儒「陝西省岐山県董家村西周銅器窖穴発掘簡報」『文物』一九七

六・五。

(82) おそらく「徳叔」は、恒殷蓋（註(79)参照）に恒より前に徳鄙を詞めていた人物として見える「克」であり、徳克殷（三代）八・一一・二の作者「徳克」であり、かつ伯克壺（〈大系〉九三）に「伯大師、伯克に僕舟夫を賜ふ。伯克敢て天君右王伯の友に対揚して…」と見える「伯克」であろう。なお「徳叔」の輩行「叔」と「伯克」の輩行「伯」とは矛盾するものではない。前者は「虢季叔氏」が踏襲した「某叔」という廟号の一部であり、後者は「虢季叔氏」の嫡長子であることを示す輩行であると考えられる。

(83) おそらく「公叔」は、一九七七年陝西省扶風県雲塘村一号西周窖穴から出土した伯公父瑚（前掲『陝西出土商周青銅器』三、九四）に「伯大師の小子伯公父、鋃を作る。…」と見える「伯公父」であろう。なおこの場合の「叔」と「伯」も註(82)と同様に考えられる。